

利用権設定による農地の貸借が農地中間管理事業のみとなります

◎農地中間管理事業による農地の貸借

農地中間管理事業は、茨城県農林振興公社が農地を貸借することにより、担い手農家に農地の集積・集約化を行う国の制度として、平成 26 年度からスタートしました。

令和5年4月に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正法が施行され、市が『地域計画』を策定し、この『地域計画』に基づいて農地の貸借をするようになります。令和 7 年 3 月 31 日までにこの地域計画が策定・公告され、令和 7 年 4 月以降の利用権設定による農地の貸借は、**農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画）のみとなります。**なお、農地法3条許可による手法は引き続き利用可能です。

◎土地所有者・耕作者の2者（相対）の利用権の廃止

法改正に伴い、これまで土地所有者（出し手）・耕作者（受け手）の2者契約の利用権設定（農用地利用集積計画）は**令和7年2月26日から廃止となります**（農業委員会 3月総会受付分まで対応可能）。この機会に農地中間管理機構を介した利用権設定への移行をご検討ください。

